

資料編

第5次太子町総合計画策定の経過……………	96
太子町総合計画審議会条例……………	99
第5次太子町総合計画の基本構想・基本計画（案）の策定について（諮問）…	100
第5次太子町総合計画の基本構想（案）について（答申）…	100
第5次太子町総合計画の基本計画（案）について（答申）…	101
太子町総合計画審議会委員名簿 ……	103
用語の解説……………	104

第5次太子町総合計画策定の経過

総合計画審議会	
年月日	内容
H 26. 9.30	第1回総合計画審議会【委員委嘱、役員選出、策定方針等説明】
H 27. 1. 6	第2回総合計画審議会 【基本構想・基本計画（案）諮問、住民アンケート調査結果、第4次総合計画評価】
3.26	第3回総合計画審議会【基本構想の検討】
6.11	第4回総合計画審議会【住民ワークショップの報告、基本構想（素案）】
8.25	第5回総合計画審議会【基本構想（案）答申、基本計画の策定】
12.25	第6回総合計画審議会【基本計画（素案）】
H 28. 2.29	第7回総合計画審議会【基本計画（案）答申】

総合計画策定委員会（庁内組織）	
年月日	内容
H 26. 7. 1	第1回総合計画策定委員会設置
10.21	第2回総合計画策定委員会
H 27. 1.22	第3回総合計画策定委員会
3.24	第4回総合計画策定委員会
4.15	第5回総合計画策定委員会
6. 5	第6回総合計画策定委員会
6.24	第7回総合計画策定委員会
7.28	第8回総合計画策定委員会
12.11	第9回総合計画策定委員会
12.22	第10回総合計画策定委員会
H 28. 2.19	第11回総合計画策定委員会
2.26	第12回総合計画策定委員会

総合計画策定委員会策定部会（庁内組織）

年 月 日	内 容
H 26.11.17	第1回総合計画策定委員会策定部会
H 27. 5.15	第2回総合計画策定委員会策定部会
5.20	第3回総合計画策定委員会策定部会
11. 6	第4回総合計画策定委員会策定部会
12. 2	第5回総合計画策定委員会策定部会
12. 8	第6回総合計画策定委員会策定部会
H 28. 1.18	第7回総合計画策定委員会策定部会
2.15	第8回総合計画策定委員会策定部会
2.18	第9回総合計画策定委員会策定部会

総合計画策定委員会作業部会（庁内組織）

年 月 日	内 容
H 27. 5.15	第1回総合計画策定委員会作業部会
5.20	第2回総合計画策定委員会作業部会
11. 6	第3回総合計画策定委員会作業部会
12. 2	第4回総合計画策定委員会作業部会
12. 8	第5回総合計画策定委員会作業部会
12.10	第6回総合計画策定委員会作業部会
H 28. 1.18	第7回総合計画策定委員会作業部会
2.15	第8回総合計画策定委員会作業部会
2.18	第9回総合計画策定委員会作業部会

住民協働・参画等

年 月 日	内 容
H 26. 8. 1	“総合計画審議会委員募集”（8月号広報）
8.25	総合計画策定方針
8.26	町議会（全員協議会）に総合計画策定方針の説明
11. 1	“総合計画の策定作業に着手”（11月号広報）
11. 1	住民アンケート調査（～ 11.30）
12. 1	“第2回総合計画審議会傍聴のお知らせ”（12月号広報）
H 27. 1.13	町議会（全員協議会）に住民アンケート調査結果の説明
1.22	職員アンケート調査（～ 1.30）
3. 1	“住民アンケート調査結果概要”（3月号広報）
3. 1	“住民ワークショップ参加者募集”（3月号広報）
3. 1	“第3回総合計画審議会傍聴のお知らせ”（3月号広報）
3.14	第1回住民ワークショップ
3.28	第2回住民ワークショップ
4.18	第3回住民ワークショップ・中学生ワークショップ
6. 1	“第4回総合計画審議会傍聴のお知らせ”（6月号広報）
6.11	住民ワークショップ報告書
7.15	総合計画基本構想（素案）意見募集（パブリックコメント）（～ 8.14）
8. 1	“第5回総合計画審議会傍聴のお知らせ”（8月号広報）
8.28	町議会（全員協議会）に総合計画基本構想（案）の説明
9. 1	総合計画基本構想議決
12. 1	“基本構想が議決されました”（12月号広報）
12. 1	“第6回総合計画審議会傍聴のお知らせ”（12月号広報）
H 28. 1.28	総合計画基本計画（素案）意見募集（パブリックコメント）（～ 2.12）
2. 1	“総合計画基本計画（素案）意見募集（パブリックコメント）”（2月号広報）
2. 1	“第7回総合計画審議会傍聴のお知らせ”（2月号広報）
3.16	町議会（全員協議会）に総合計画（案）の説明

○太子町総合計画審議会条例（昭和43年12月18日条例第12号）

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき太子町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ太子町総合計画に関する事項について調査および審議する。

（組織）

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- （1） 町議会議員
- （2） 住民
- （3） 学識経験を有する者
- （4） 町及び関係行政機関の職員

（任期）

第4条 委員は当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長および副会長）

第5条 審議会に、会長および副会長1人を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（補則）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

太 総 第 2 0 2 号
平成 27 年 1 月 6 日

太子町総合計画審議会
会長 吉川 寿一 様

太子町長 浅野 克己

第 5 次太子町総合計画の基本構想・基本計画（案）の策定について（諮問）

本町では、平成 18 年に策定しました「第 4 次太子町総合計画」が平成 27 年度で計画期間の満了を迎えることから平成 37 年度を目標年次とした「第 5 次太子町総合計画」（平成 28 年度～平成 37 年度）を策定しようとするものです。

つきましては、太子町総合計画審議会条例第 2 条の規定に基づき、第 5 次太子町総合計画の基本構想・基本計画（案）の策定について、貴審議会でご審議をいただきたく、諮問いたします。

平成 27 年 8 月 25 日

太子町長 浅野 克己 様

太子町総合計画審議会
会長 吉川 寿一

第 5 次太子町総合計画の基本構想（案）について（答申）

平成 27 年 1 月 6 日付け、太総第 202 号をもって諮問のありました「第 5 次太子町総合計画の基本構想（案）」について、太子町総合計画審議会条例第 2 条の規定に基づき慎重に審議を行った結果、別添のとおり答申します。

なお、総合計画の実施にあたっては、審議会での意見や審議経過を十分に反映し、住民と協働のもと、「和」のまちづくりを基本理念とし、「人と自然と歴史が交流し 未来へつなぐ 和のまち“たいし”」の実現に向け、今後策定する基本計画などに反映されるようお願いいたします。

平成 28 年 2 月 29 日

太子町長 浅野 克己 様

太子町総合計画審議会
会長 吉川 寿一

第 5 次太子町総合計画の基本計画（案）について（答申）

平成 27 年 1 月 6 日付け、太総第 202 号をもって諮問のありました「第 5 次太子町総合計画の基本計画（案）」について、太子町総合計画審議会条例第 2 条の規定に基づき慎重に審議を行った結果、別添のとおり答申します。

なお、総合計画の実施にあたっては、審議会での意見や審議経過を十分に反映し、住民と協働のもと、「和」のまちづくりを基本理念とし、「人と自然と歴史が交流し 未来へつなぐ 和のまち“たいし”」の実現に向け、計画の実効性を高めることを目的に、各施策ごとに設定した「評価指標と目標」の数値については、毎年度、進捗管理を行い、着実に総合計画を進められるようお願いいたします。

太子町総合計画審議会委員名簿

(敬称略・順不同)

条例第3条第2項第1号（町議会議員）		
	羽山 茂男	太子町議会議員
	西田 いく子	太子町議会議員
	村井 浩二	太子町議会議員
	田中 祐二	太子町議会議員
条例第3条第2項第2号（住民）		
	田中 一勲	太子町社会福祉協議会
	小路 義弘	太子町観光・まちづくり協会
	堀内 朝保	太子町区長会（H27.1.31まで）
	西谷 昌明	太子町区長会（H27.2.1からH27.12.26まで）
	関本 幸男	太子町区長会（H27.12.27から）
	狐坂 佳奈	太子町PTA連絡協議会（H27.5.19まで）
	筒井 真澄	太子町PTA連絡協議会（H27.5.20から）
	田中 美佐江	やわらぎ幼稚園
	松井 加陽子	松の木保育園
	阪本 喜久夫	太子町保健事業推進協議会
	小崎 清文	公 募
	横山 素夫	公 募
条例第3条第2項第3号（学識経験を有する者）		
会 長	吉川 寿一	大阪城南女子短期大学教授
	吉兼 秀夫	阪南大学教授
	小野 達也	大阪府立大学教授
条例第3条第2項第4号（町及び関係行政機関の職員）		
副会長	武矢 幸信	太子町副町長

※任期：平成26年9月30日～平成28年2月29日

用語の解説

頁	用語	解説
13	社会増減	他の地域からの転入や転出によって町の人口が増減することです。
13	自然増減	出生や死亡により町の人口が増減することです。
14	第3次産業	小売業などのサービス業など、第1次、第2次産業に該当しない産業をいいます。
18	都市計画区域	都市計画を策定する区域であり、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要のある区域です。
18	市街化調整区域	都市計画区域のうち、原則として開発が抑制されている区域のことです。
18	地区計画	都市計画法で定められたまちづくりの手法のひとつで、地区の実情に合ったきめの細かい規制を行う制度です。
18	景観計画	良好な景観の保全や形成を図るために定めた計画のことをいいます。
20	NPO	「非営利組織」のことで、営利を目的とせず、一定の目的を達成するために寄付やボランティアの協力により活動を行う民間組織です。
24	SNS	ソーシャルネットワーキングサービスのことで、インターネットを通じて社会的なネットワークを構築することです。
24	Eコマース	インターネット上で売買を行うことです。自宅で気軽に買い物ができるなどのメリットがあります。
24	ライフライン	電気、ガス、水道、電話など都市生活を支えるシステムの総称です。
24	自助・共助・公助	自助とは家庭単位で自らを守ること、共助とは地域単位でお互いを守ること、公助とは町や府など公的な支援のことをいいます。
27	生活習慣病	運動不足や喫煙、ストレスなど、普段の生活習慣によって引き起こされる病気のことです。
27	予約型乗り合いワゴン	利用者が事前に場所と時間を予約し、乗り合いによってそれぞれの目的地まで移動する交通システムです。予約があった場合でのみ運行となるため、効率的な運行ができます。
28	交流人口	観光や商用などの目的でその地域に訪れた人口のことです。
29	ワークショップ	様々な立場の人が集まり自由に意見を言い合いながら提案をまとめていく手法のことです。
30	ポテンシャル	まちが持っている可能性のことです。
30	コンパクトなまち	歩いて行けるような範囲に生活必要施設が適切に配置され、環境やエネルギーの負荷も軽減されるなど、適度にまとまったまちのことです。
34	ノーマライゼーション	障がい者や高齢者など、社会的に不利を受けやすい人々が社会の中で他の人と同じように生活し、社会参加できるような整備を行うことです。
35	体験型農業	農地所有者等が自ら行う農業経営の中に住民が参加し、農作業を体験できるものです。

頁	用語	解説
48	ワンストップ	1度の手続きで関連する複数のサービスを受けられることです。
49	ワークライフバランス	仕事と生活の双方の調和を図ることをいいます。
51	健康マイレージ事業	健康づくりを支援する制度で、健康に関する自分だけの目標を設定し、達成した場合にポイントを付与します。
54	レセプト	病院が保険者に請求するための資料（診療報酬明細書）のことです。
54	PDCAサイクル	業務を進めるための管理手法の一つで、計画、実行、評価、改善の4段階の活動を繰り返し行うことで業務の改善を図る手法です。
55	地域包括ケアシステム	介護が必要な高齢者も住み慣れた地域で暮らし続けられるように「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の5つのサービスを一体的に受けられるサービスのことです。
56	コミュニティソーシャルワーカー	支援を必要とする方々に対して、見守りや相談援助、必要なサービスなど、課題を解決するための支援を行う者のことをいいます。
58	バリアフリー	障がい者や高齢者など、社会生活に参加する上で支障となる物理的、社会的、制度的、心理的な障害(バリア)をとり除くことです。
58	ユニバーサルデザイン	すべての人が使いやすい施設やデザインのことをいいます。
77	ICT活用教育	情報通信技術（ICT）の活用を教育の一環として取り入れた教育のことです。
79	団塊世代	昭和22年から25年の第一次ベビーブームの世代のことをいいます。
87	ドメスティックバイオレンス	家庭内で起こる暴力のことです。
90	自主財源比率	町の財源全体に占める自主財源の比率のことです。自主財源の多少は行政活動の自立性を図る尺度ともなります。
90	経常収支比率	人件費や公債費など、経常的な支出に対して市税などの経常的収入がどの程度充当されているかを示すものです。
91	行財政運営プラン	限りある財源を活用し、住民によりよい行政サービスを行う改善策を行う計画のことです。
91	実質公債費率	借入金(地方債)の返済額を財政規模の割合で表したもので、財政の不健全度を示す指標となります。
93	メンタルヘルス	精神面における健康のことです。

